

(一関市産業教養文化体育施設条例の一部改正)

改正前					改正後						
別表（第9条、第13条関係）					別表（第9条、第13条関係）						
利用区分		単位	利用料金の限度額		利用区分		単位	利用料金の限度額			
			基本利用料金	冷暖房料				基本利用料金	冷暖房料		
ミーティングルーム		1時間	<u>200円</u>	50円	ミーティングルーム		1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>		
トレーニングルーム		1時間	200円	<u>50円</u>	トレーニングルーム		1時間	200円	<u>40円</u>		
第1会議室		1時間	400円	<u>100円</u>	第1会議室		1時間	400円	<u>80円</u>		
第2会議室		1時間	<u>600円</u>	<u>150円</u>	第2会議室		1時間	<u>800円</u>	<u>160円</u>		
ア リ 一 人	専 用	高校生以下	1時間	<u>200円</u>	800円	ア リ 一 人	専 用	高校生以下	1時間	<u>350円</u>	800円
		一般	1時間	<u>400円</u>	800円			一般	1時間	<u>700円</u>	800円
	個 人	高校生以下	1回	<u>50円</u>	—	個 人	個 人	高校生以下	1回	<u>100円</u>	—
		一般	1回	<u>100円</u>	—			一般	1回	<u>200円</u>	—
備考					備考						
1・2 [略]					1・2 [略]						
3 附属設備及び備品等_____を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。					3 附属設備及び備品等_(この表に掲げるものを除く。)_を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。						
4～6 [略]					4～6 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。											